

至誠館大学人事委員会規程

(設置)

第1条 至誠館大学教員選考規程（以下「選考規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、教員の採用及び昇任人事の適正を図るため、至誠館大学人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、学長の諮問により、本学の教員（「教授、准教授、講師及び助教並びに助手をいう。」以下同じ。）として採用又は昇任の可否を選考しようとする者（以下「任用候補者」という。）について、その資格を審査する。

2 委員会は、学長へ審査結果報告を行うものとする。

(審査方法)

第3条 委員会は、任用候補者について、選考規程及び法令に定める資格基準により審査する。

(構成)

第4条 委員会は、学長の指名する教授（3名）をもって構成する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員会が当該任用候補者について審査を開始するときから、終了したときまでとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務処理)

第9条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

制定 平成19年 4月 1日 (制 定)

改正後山口福祉文化大学人事委員会規程は平成19年度から適用し、平成18年度以前の萩国際大学人事委員会規程は、なお従前の例による。

改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成28年	6月	1日	(第2回改正)
	平成29年	4月	1日	(第3回改正)
	平成31年	4月	1日	(第4回改正)
	令和6年	4月	1日	(第5回改正)